浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会事業部会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会(以下、「委員会」という。) 規約第4条の規定に基づき設置する事業部会について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 事業部会は、委員会規約第7条第2項により本部会で審議・承認された事業計画 を具体的に実施することを目的とする。

(組織)

- 第3条 事業部会は、前条の目的ごとに複数の部会を置くことができる。
- 2 事業部会には、部会長1名、副部会長1名を置く。
- 3 部会長は、浜松市産業部農林水産政策課長をもって充てる。

(構成)

- 第4条 事業部会に参加する者は、委員会及び事業部会の目的に賛同し、事業に取組む意 向のある個人・法人・団体とする。
- 2 事業部会の参加に関し、具体的な条件は委員会の本部会で審議・承認された事業計画 に則り、部会長が定める。

(負担金)

第5条 事業部会に参加する者は、各部会の参加条件に基づく負担金を納入しなければならない。ただし、部会長が特段の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(所掌)

- 第6条 事業部会は、本規程第2条の目的を達成するため、事業を運営する。ただし、予 算額は、本部会で承認された額を上限とし、科目間の流用はできるものとする。
- 2 事業部会は事業活動を行い、終了後、事業報告及び決算報告を本部会に提出する。 (解散)
- 第7条 事業部会は、本規程第2条の目的を達成した年度の3月31日に解散する。 (負担金の扱い)
- 第8条 事業部会に参加した者が既に納入した負担金は返還しない。ただし、浜松市から 支出された負担金は除く。
- 2 前項にかかわらず、政情不安、経済危機、疾病の発生その他やむをえない事情により 予定した事業の実施が困難と認められる場合には、当該事業に支出する負担金のうち、 既に支出した金額を除いた残額を上限として、その一部を返還することができる。

第9条

この規程に定めるもののほか、事業部会の運営に関し必要な事項は事務局において別に 定める。

附則

この規程は、平成27年2月26日から施行する。